（総則）

第１条　発注者＿＿＿＿＿＿（以下「発注者」という。）、及び受注者＿＿＿＿＿＿（以下「受注者」という。）は、本契約書に定めるもののほか、別紙「相模原市役所周辺危険木伐採業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に従い、信義を守り誠実に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。

（契約の保証）

第２条　契約保証金は契約金額の１００分の１０以上とする。

２　前項の定めに関わらず、次のいずれかに掲げる保証を付すことのできる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。

（１）受注者が契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をするとき。

（２）受注者が本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が指定する金融機関の保証を付したとき。

（３）受注者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険契約の締結後、直ちに、その保険証券を発注者に寄託するとき。ただし、保証の額は契約金額の１００分の１０以上としなければならない。

（４）受注者が過去２か年間に市、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

３　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１００分の１０に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（委託業務内容）

第３条　発注者が受注者に委託する業務は、相模原市役所周辺の桜の伐採をすることとし、仕様書のとおりとする。

（経費の負担）

第４条　業務に必要な器具、伐採等によって生じた廃棄物の処分に係る費用及びその他材料については、全て受注者の負担とする。伐採した際の廃棄物の処理については適切に行うこと。

２　第２，３駐車場及び青少年相談センター駐車場の提供及び費用は発注者の負担とする。

（作業計画書の提出）

第５条　受注者は、契約締結後仕様書５項に定めるところにより、委託業務の実施に先立って作業計画書を発注者に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第６条　受注者は、本契約について、全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得て委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）する場合は、この限りではない。

２　前項ただし書の規定により、受注者は、再委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

（権利・義務の譲渡等の禁止）

第７条　受注者は本契約書によって生ずる権利又は義務を第三者に委任し、譲渡し、又は継承させてはならない。

（守秘義務）

第８条　受注者は委託業務に関して知り得た個人情報や発注者の機密事項をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　前項の定めにもかかわらず、故意又は過失により、個人情報や発注者の機密事項が受注者を経て第三者に漏えいされたと認められた場合は、受注者は発注者の被る損害に対し賠償の責任を負うものとする。

（発注者に与えた損害）

第９条　受注者は、故意又は過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者と受注者とが協議した結果、発注者の責めに帰すべき事由による場合又は天災その他避けることのできない事由によると認めた場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第１０条　受注者は、委託業務の履行に当たり、第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

２　委託業務の履行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者及び受注者が協力してその解決処理にあたるものとする。

（事故等の報告）

第１１条　受注者は、委託業務の履行に当たり、事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

２　受注者は、委託業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

３　受注者は、第１項及び第２項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を、遅滞なく発注者に提出しなければならない。

（法令上の責任）

第１２条　受注者は、業務処理に当たる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

（完了報告及び検査検収）

第１３条　受注者は、本契約の全ての業務が完了したときは、速やかに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、速やかに検査検収を行うものとする。

（契約代金の支払）

第１４条　受注者は、前条第２項に規定する業務完了届の検査検収を受けた後、契約金額を発注者に請求するものとする。

２　発注者は、受注者からの適正な請求書を受理した日から３０日以内に相模原市指定金融機

関において当該金額を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第１５条　発注者は、委託業務に契約不適合があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による契約不適合の補修又は損害賠償の請求は、不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が検収の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約内容の変更等）

第１６条　発注者は、契約締結後に必要がある場合には、発注者と受注者との協議の上、契約内容を変更することができる。

２　前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

（履行遅滞の場合における違約金）

第１７条　受注者はその責めに帰すべき理由により、期日までに業務を履行しないときは、発注者に対し違約金を支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で算出した額とする。

（発注者の催告による契約解除権）

第１８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）受注者が本契約に違反したとき。

（２）本契約の履行について、受注者に不正の行為があったとき。

（３）履行期限内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

（１）本契約を完了することができないことが明らかであるとき。

（２）受注者が本契約の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（４）契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をし

ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（６）受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　第１８条又は第１９条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第１８条又は第１９条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による発注者の契約解除権）

第２１条　発注者は、受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは同法第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第２２条　第１８条、第１９条及び第２１条の規定により本契約が解除された場合は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

２　次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

（１）受注者について、破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律

第７５号）の規定により選任された破産管財人
（２）受注者について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
（３）受注者について、更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
３　第１項の場合において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。
（暴力団等排除に係る発注者の解除権）
第２３条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
（１）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下本条において、「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。
（３）受注者が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。
（４）受注者が、条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
２　前項の規定により本契約が解除された場合において、受注者は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
３　第１項の規定により本契約が解除された場合において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
（暴力団等からの不当介入の排除）
第２４条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
４　受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第２５条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反によって委託業務を履行することが不可能となった場合は、契約を解除することができる。

２　受注者は、正当な理由がある場合、本契約の解除の申出をし、発注者がこれを認めたときは、契約を解除することができる。ただし、解除の申出は、解除の期日前６０日までに書面をもって発注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（解除に伴う措置）

第２６条　発注者は、本契約が解除された場合においては、既成部分で検収に合格した委託成果（以下「出来形部分」という。）について、発注者はその出来形部分に対する契約金額相当額を受注者に支払わなければならない。

（履行不能の場合の処置）

第２７条　受注者が、天災その他の不可抗力等その責めに帰すことができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て、受注者は当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての契約金額の支払いを免れるものとする。

（管轄裁判所）

第２８条　本契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（環境配慮事項の遵守）

第２９条　受注者は、本契約による業務の実施に当たっては、本市の取り組む環境方針に基づき、次の事項に努めなければならない。

（１）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギー、廃棄物の減量に取り組むとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（２）発注者へ提出する書類及び添付資料は、原則として再生紙を使用すること。

（３）業務実施に当たり、車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）業務実施において、廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）並びに相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和４７年相模原市条例第１２号）など関連法令を遵守し、適正に処理すること。

（疑義等の解決）

第３０条　本契約に定めのない事項又は本契約の業務を遂行する上で発注者と受注者の間に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い、円満に解決を図るものとする。